

退職手当に係る源泉徴収所得税額及び住民税特別徴収税額の徴収不足について

本市職員に退職手当を支給する際に徴収（控除）する源泉徴収所得税額及び住民税特別徴収税額（以下「源泉徴収所得税額等」という。）について、一部の退職者に関し、徴収額に不足が生じていたことが判明し、国等への追加納付及び退職者からの追加徴収（それぞれ11人分、合計2,896,037円）が必要になるとともに、国等への延滞税、不納付加算税等の納付（本市試算で合計695,100円）が必要となりましたので、御報告いたします。

1 概 要

退職手当に係る源泉徴収所得税額等は、退職手当の額から退職所得控除額を差し引いた額を基に算定することとされています。この退職所得控除額は勤続年数に所定の額を乗じて計算しますが、勤続年数については勤続期間から他の支払者の下で勤務するために休職した期間を除いて求めることとされています。

しかしながら、平成22年3月から令和4年3月までの間に退職した者のうち、組合専従期間（登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間）を有する者について、当該期間を勤続期間から除かずに退職所得控除額をシステムで計算したことにより退職所得控除額が過大となり、結果として、源泉徴収所得税額等が不足していたものです。

2 経 過

令和6年6月26日、退職手当に関する事務を担当していた職員から、令和5年3月に退職した職員に退職手当を支給する際にシステムの設定漏れに気が付いてシステムを改修したが、それより前の支給で生じていた源泉徴収所得税額等の不足については対応できていないとの説明があり、これまでの源泉徴収所得税額等の精査を行ったところ、徴収額が不足していたことが分かりました。

3 原 因

退職手当の支給は、人事給与システム（株式会社NTTデータ東海（名古屋市中区）に開発・運用支援を委託）により事務処理を行っていますが、平成22年に現行のシステムが稼働した当初からシステムの設定に漏れがあり、退職所得控除額を計算する際に、組合専従期間が除かれておりませんでした。

4 影 響

（1）追加納付及び追加徴収の額（11人分）

所得税	住民税	合 計
1,346,037円	1,550,000円	2,896,037円

※ 徴収額に不足が生じていた者のうち時効期間（5年）が経過していないものに係る税額。

※ 市長事務部局のほか、教育委員会、交通局及び病院局を含む。

（2）（1）のほかに、所得税については延滞税及び不納付加算税、住民税については延滞金及び過少申告加算金が請求される見込みです（本市試算で合計695,100円）。

5 本件に関する対応

- (1) 国に対して源泉徴収所得税額を、退職者が居住する市区町村に対して住民税特別徴収税額を、令和6年8月9日までにそれぞれ追加納付しました。
- (2) 徴収が不足していた退職者に対して、経過を説明し、お詫びするとともに、徴収すべきであった金額の支払をお願いいたしました。
- (3) 延滞税、不納付加算税等については、国等から請求されしだい、速やかに納付いたします。

6 再発防止策

システムを改修しているため、同様の処理の誤りが発生することはありません。

今後は、給与支給事務担当部署において、源泉徴収及び特別徴収に関する制度理解の徹底を図るとともに、システム改修等を行う際には制度の内容がシステムに確実に反映されるようシステム事業者に対して的確に指示を行い、システム改修等の内容に応じたチェックを徹底します。

また、事務処理上の課題等については部署内で確実に共有化して組織として対応するとともに、職員の人事異動に際しては、事務の引継ぎを徹底します。

問合せ先

川崎市総務企画局人事部総務事務センター 豊島

電話 044-200-0214

退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$
20年超	$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$